

令和元年度第4回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日 時	令和2年1月24日（金）午後4時～午後4時30分
*場 所	教育委員会室
*次 第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について III その他 IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員（谷川章雄、中村ひろ子、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、佐藤信、岩淵令治） 事務局（山崎教育推進部長、吉田教育総務課長、矢部文化財保護係長、川口文化資源担当室長、鈴木文化財保護係主事、町田文化財調査員）
*傍聴者	0人
*資 料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書（案） 資料第2号 文京区指定文化財（有形文化財）の指定について（建議） 資料第3号 今後の予定について

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書（案）の説明を行った。

《会 長》それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委 員》名称は木造義山豪栄坐像とあり、次に員数のところに1軀と書いてあるので、名称のところには1軀と出てこないのですよね。ところが納入品のところには数字が出てきます。国の場合は員数という項目がないので、名称のところは木造義山豪栄坐像1軀と書きます。法華経要文等は数が数えてあるのにお像のところは1軀と書いていないのは変だなという気がしました。でも整合性を取るとすれば、もしかしたら1軀と何紙と何点ということになるわけですよね。

《事務局》そうです。

《委 員》名称のあとに1軀と付け加えたほうが良いのかなと。今後どうするか考えていただければ良いと思います。

《事務局》はい。

《委 員》納入品のところに1紙、1紙と書いてありますが、例えば卷子があつて1巻で35紙とか、あるいは1紙というのは枚数、構成要素、これが1個で何枚かける何紙というと思うのですが、これもきちんと調べていただけると良いと思います。

《事務局》今回の場合は結構迷ったのですが、1紙とした場合に紙であるということがまづ分かると思ったので、この形が良いと思いました。

《委員》国の本だと、例えば地図などは1枚、2枚とやるし、そうでないと1通とします。

《委員》この場合は全部1通、1紙なのですね。

《事務局》そうです、貼りつきはないです。

《委員》今はこれで良くて、何時かしっかり考えれば良いと思います。

《会長》差し当たりはこれでいくということで。

《委員》そうですね。

《会長》他に何かございますか。

《委員》主な参考文献のところですが、どちらも未公開ですね。

《事務局》はい。

《委員》そのことは何処かに書かないのですか。これでいくら検索をかけても。

《事務局》出てこないです。ただこの指定説明書自体は当然公開文書にはなるので、情報公開請求しないとこの形では出てこないです。今後こちらで指定したものについて報告書なり区報とかに載せる場合、参考文献まで書く場合は刊行されているものをやはり載せないと。

《委員》参考文献という名前で使われていますが、文献というと公刊されているものなのかなという気がします。参考資料みたいなものですか。

《事務局》今回の指定にあたっての調書類という形になります。

《委員》誰かが気になってこの参考文献を見たいと教育委員会に問合せがあれば見せてあげるかどうか。

《事務局》そうですね、今の段階でこの3つはあくまでも内部資料になります。ただ情報公開の請求が出た場合は出すという形にはなるのでしょうか。

《会長》公刊されているものが参考文献になる場合もあるし、文化財の調書というか内部資料的なものが参考文献になる場合もあり、両方ある場合は混在することになります。もしこれを参考資料にすると、主な参考資料と主な参考文献の2つを出さなくてはいけなくて、それもまたどうかという感じはします。これを見た時に発行所も書いていなく、区として内部文書であるということは歴然だから、項目としては参考文献にしておき、資料を含みこんだ文献というふうに理解してこのまま行ったほうが良いのではないですか。

《事務局》全く書かないということもいかないと思います。むしろ内部文書というか後に行政の中で使っていく文書で、担当者が変わった時に、この時に何を調べたのかということが分かるようにしておいたほうが良いと思います。

《会長》やはり載せることは非常に意義があると思いますがいかがでしょうか。他に何かございますか。よろしいですか。特にご指摘がないようですので、木造義山豪栄坐像を教育委員会へ指定文化財として建議することでご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(承認)

《会長》では資料第2号ということでご承認いただきたいと思いますが、ご異議はございますか。

(異議なし)

### Ⅲ その他

指定に向けての今後の予定について、事務局が資料第3号に基づき説明を行った。

### Ⅳ 閉会

《会長》これをもって、令和元年度第4回文化財保護審議会を閉会とします。